

浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年規則第3号）の一部改正

改正後	改正前
<p>○浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則 (<u>利用期間</u>)</p> <p>第4条 音楽ホールは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えて<u>利用</u>することはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、<u>利用期間</u>を延長することができる。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(<u>利用の登録</u>)</p> <p>第5条 音楽ホールの施設等を<u>利用</u>しようとするものは、あらかじめ、<u>浦安音楽ホール利用登録申請書</u>（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を指定管理者に提出し、<u>浦安音楽ホール利用登録証</u>（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2・3 省 略</p> <p>(<u>利用承認の申請</u>)</p> <p>第6条 条例第6条第1項の<u>利用の承認</u>を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、<u>浦安音楽ホール利用承認申請書</u>（別記第3号様式。以下「<u>利用承認申請書</u>」という。）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 省 略</p> <p>3 前項の規定により行われた申請は、<u>利用承認申請書</u>が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。</p> <p>4 省 略</p> <p>5 <u>利用承認の申請</u>の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第2項の規定により行われた申請については、午前8時45分から午後11時までとする。</p> <p>6 音楽の鑑賞の機会を市民に提供することを目的とした興行及びその</p>	<p>○浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則 (<u>使用期間</u>)</p> <p>第4条 音楽ホールは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えて<u>使用</u>することはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、<u>使用期間</u>を延長することができる。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(<u>使用の登録</u>)</p> <p>第5条 音楽ホールの施設等を<u>使用</u>しようとするものは、あらかじめ、<u>浦安音楽ホール使用登録申請書</u>（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を指定管理者に提出し、<u>浦安音楽ホール使用登録証</u>（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2・3 同 左</p> <p>(<u>使用承認の申請</u>)</p> <p>第6条 条例第6条第1項の<u>使用の承認</u>を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、<u>浦安音楽ホール使用承認申請書</u>（別記第3号様式。以下「<u>使用承認申請書</u>」という。）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 同 左</p> <p>3 前項の規定により行われた申請は、<u>使用承認申請書</u>が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。</p> <p>4 同 左</p> <p>5 <u>使用承認の申請</u>の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第2項の規定により行われた申請については、午前8時45分から午後11時までとする。</p> <p>6 音楽の鑑賞の機会を市民に提供することを目的とした興行及びその</p>

改正後		改正前			
<p>リハーサル（以下「<u>興行等</u>」という。）又は発表会等で施設を<u>利用</u>しようとするものは、<u>利用承認申請書に浦安音楽ホール利用計画書</u>（別記第4号様式。以下「<u>利用計画書</u>」という。）を添えなければならない。</p> <p>7 <u>利用承認</u>の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内にしなければならない。</p> <p>(1) コンサートホール <u>利用日</u>の属する月の11月前の月の1日から<u>利用日</u>の14日前の日まで</p> <p>(2) ハーモニーホール <u>利用日</u>の属する月の6月前の月の1日から<u>利用日</u>の14日前の日まで</p> <p>(3) スタジオA及びスタジオB <u>利用日</u>の属する月の5月前の月の1日から<u>利用日</u>まで</p> <p>(4) スタジオC、スタジオD及びスタジオE <u>利用日</u>の属する月の2月前の月の1日から<u>利用日</u>まで</p> <p>8 同一の<u>利用</u>につき2以上の施設を<u>利用</u>しようとする場合は、それらの施設の申請期間の初日のうち最も早い日の施設の申請期間をもってそれらの施設の申請期間とする。</p> <p>9 省 略</p> <p>10 市長は、公共又は公用のため特に認める場合は、申請期間前に<u>利用承認</u>の申請を認めることができる。</p>		<p>リハーサル（以下「<u>興行等</u>」という。）又は発表会等で施設を<u>使用</u>しようとするものは、<u>使用承認申請書に浦安音楽ホール使用計画書</u>（別記第4号様式。以下「<u>使用計画書</u>」という。）を添えなければならない。</p> <p>7 <u>使用承認</u>の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内にしなければならない。</p> <p>(1) コンサートホール <u>使用日</u>の属する月の11月前の月の1日から<u>使用日</u>の14日前の日まで</p> <p>(2) ハーモニーホール <u>使用日</u>の属する月の6月前の月の1日から<u>使用日</u>の14日前の日まで</p> <p>(3) スタジオA及びスタジオB <u>使用日</u>の属する月の5月前の月の1日から<u>使用日</u>まで</p> <p>(4) スタジオC、スタジオD及びスタジオE <u>使用日</u>の属する月の2月前の月の1日から<u>使用日</u>まで</p> <p>8 同一の<u>使用</u>につき2以上の施設を<u>使用</u>しようとする場合は、それらの施設の申請期間の初日のうち最も早い日の施設の申請期間をもってそれらの施設の申請期間とする。</p> <p>9 同 左</p> <p>10 市長は、公共又は公用のため特に認める場合は、申請期間前に<u>使用承認</u>の申請を認めることができる。</p>			
<p>（条例第6条第3項の規定による優先順位の設定）</p> <p>第7条 条例第6条第3項の規定による優先順位の設定は、次の表に定める申請期間を設けることによるものとする。</p>		<p>（条例第6条第3項の規定による優先順位の設定）</p> <p>第7条 条例第6条第3項の規定による優先順位の設定は、次の表に定める申請期間を設けることによるものとする。</p>			
施設名	区分	申請期間	施設名	区分	申請期間
コンサートホール	興行等（入場料を徴収して催すものに限る。）で利用する場合	<u>利用</u> しようとする日（ <u>利用</u> しようとする日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日。以下「 <u>利用日</u> 」という。）の属する月の13月前の月の1日から末日まで	コンサートホール	興行等（入場料を徴収して催すものに限る。）で <u>使用</u> する場合	<u>使用</u> しようとする日（ <u>使用</u> しようとする日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日。以下「 <u>使用日</u> 」という。）の属する月の13月前の月の1日から末日まで

改正後		改正前			
	本市の市民が音楽の発表会等で利用する場合	利用日の属する月の12月前の月の1日から末日まで	本市の市民が音楽の発表会等で使用する場合	使用日の属する月の12月前の月の1日から末日まで	
ハーモニーホール	本市の市民が利用する場合	利用日の属する月の7月前の月の1日から末日まで	ハーモニーホール	本市の市民が使用する場合	使用日の属する月の7月前の月の1日から末日まで
スタジオA	本市の市民が利用する場合	利用日の属する月の6月前の月の1日から末日まで	スタジオA	本市の市民が使用する場合	使用日の属する月の6月前の月の1日から末日まで
<p>2 前項の規定による申請の結果、音楽ホールの施設等を利用しようとするものが競合したときは、指定管理者は、公開の抽選により<u>利用</u>の承認を受けるものを決定することができる。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第8条 指定管理者は、音楽ホールの<u>利用</u>を承認したときは、<u>浦安音楽ホール利用承認書</u>（別記第5号様式。以下「<u>利用承認書</u>」という。）により申請者に通知するものとする。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>利用</u>の承認は、申請順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、公開の抽選により決める。ただし、公共又は公用のため市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(利用承認の取消しの申出)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規定により<u>利用</u>の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、音楽ホールを<u>利用</u>しないこととなったときは、<u>浦安音楽ホール利用取消申出書</u>（別記第6号様式）により速やかに指定管理者に申し出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定により行われた申出は、第1項の浦安音楽ホール<u>利用取消申出書</u>が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。</p> <p>4 省略</p>		<p>2 前項の規定による申請の結果、音楽ホールの施設等を使用しようとするものが競合したときは、指定管理者は、公開の抽選により<u>使用</u>の承認を受けるものを決定することができる。</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第8条 指定管理者は、音楽ホールの<u>使用</u>を承認したときは、<u>浦安音楽ホール使用承認書</u>（別記第5号様式。以下「<u>使用承認書</u>」という。）により申請者に通知するものとする。</p> <p>2～4 同 左</p> <p>5 <u>使用</u>の承認は、申請順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、公開の抽選により決める。ただし、公共又は公用のため市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(使用承認の取消しの申出)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規定により<u>使用</u>の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、音楽ホールを<u>使用</u>しないこととなったときは、<u>浦安音楽ホール使用取消申出書</u>（別記第6号様式）により速やかに指定管理者に申し出なければならない。</p> <p>2 同 左</p> <p>3 前項の規定により行われた申出は、第1項の浦安音楽ホール<u>使用取消申出書</u>が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。</p> <p>4 同 左</p>			

改正後	改正前
<p>(<u>利用料金の徴収</u>)</p> <p>第10条 条例第11条第1項の<u>利用料金は</u>、コンサートホール、ハーモニーホール及びスタジオAに係る<u>利用料金は</u>利用承認の通知をした日から起算して14日が経過する日又は<u>利用日</u>のうちいずれか早い日までに、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る<u>利用料金は</u>利用承認の通知をした日から起算して7日が経過する日又は<u>利用日</u>のうちいずれか早い日までに支払う方法により徴収する。</p> <p>2 条例別表の舞台設備及び照明設備その他の設備の項の種類又は品目ごとに規則で定める<u>金額は</u>、別表第1及び別表第2に定める額とする。</p> <p>(<u>利用料金の減免</u>)</p> <p>第11条 条例第12条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(<u>使用料の徴収</u>)</p> <p>第10条 条例第11条第1項の<u>使用料は</u>、コンサートホール、ハーモニーホール及びスタジオAに係る<u>使用料は</u>使用承認の通知をした日から起算して14日が経過する日又は<u>使用日</u>のうちいずれか早い日までに、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る<u>使用料</u> (第6条第2項の規定により行われた申請の場合に限る。)は使用承認の通知をした日から起算して7日が経過する日又は<u>使用日</u>のうちいずれか早い日までに支払う方法により徴収する。</p> <p>2 条例第11条第2項に規定する納入する施設等の使用料は、別表第1及び別表第2に定める額とする。</p> <p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p>第11条</p>
<p>(1) <u>市及び指定管理者が音楽その他の文化芸術活動の場及び音楽の鑑賞の機会を市民に提供するために利用する場合</u> 全額減免</p>	
<p>(2) <u>関係行政機関（市以外の国、県その他の公共団体をいう。）が音楽その他の文化芸術活動の場及び音楽の鑑賞の機会を市民に提供するために利用する場合</u> 全額減免</p>	
<p>(3) <u>市立幼稚園、市立認定こども園、市立保育所、市立小学校及び市立中学校が、教育を目的として主催する、音楽の鑑賞及び音楽その他の文化芸術に係る催しのために利用する場合</u> 全額減免</p>	
<p>(4) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校のうち市内に存する県立及び私立のもの並びに市内に存する私立認定こども園及び私立保育所が、教育又は保育を目的として主催する、音楽の鑑賞及び音楽その他の文化芸術に係る催しのために利用する場合</u> 半額減免</p>	

改正後	改正前
<p>(5) <u>市長が特に公益上必要と認めたものに利用する場合 全額又は半額減免</u></p> <p>2 条例第12条の規定により<u>利用料金の減免</u>を受けようとするものは、<u>浦安音楽ホール利用料金減額免除申請書</u>（別記第7号様式）を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>（利用料金の還付）</p> <p>第12条 条例第13条ただし書の規定により<u>利用料金の還付</u>を受けようとするものは、<u>浦安音楽ホール利用料金還付申請書</u>（別記第8号様式）に<u>利用承認書及び利用料金を納付したことを証する書面</u>を添えて、<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第13条ただし書の規定により還付する<u>利用料金の額</u>は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>利用者の責めに帰すことのできない理由により音楽ホールの利用ができなくなった場合 全額</u></p> <p>(2) <u>コンサートホール、ハーモニーホール、スタジオA及びスタジオBの利用者が、利用日の90日前までに利用の取消しを申し出た場合又はスタジオC、スタジオD及びスタジオEの利用者が、利用日の14日前までに利用の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の5割に相当する額</u></p> <p>（利用者の義務）</p> <p>第13条 <u>利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>（入場者の義務）</p> <p>第14条 <u>入場者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>条例第12条の規定により<u>使用料の減免</u>を受けようとするものは、<u>浦安音楽ホール使用料減額免除申請書</u>（別記第7号様式）を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第12条 条例第13条ただし書の規定により<u>使用料の還付</u>を受けようとするものは、<u>浦安音楽ホール使用料還付申請書</u>（別記第8号様式）に<u>使用承認書及び使用料を納付したことを証する書面</u>を添えて、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第13条ただし書の規定により還付する<u>使用料の額</u>は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>使用者の責めに帰すことのできない理由により音楽ホールの使用ができなくなった場合 全額</u></p> <p>(2) <u>コンサートホール、ハーモニーホール、スタジオA及びスタジオBの利用者が、使用日の90日前までに使用の取消しを申し出た場合又はスタジオC、スタジオD及びスタジオEの利用者が、使用日の14日前までに使用の取消しを申し出た場合 既納の使用料の5割に相当する額</u></p> <p>（使用者の義務）</p> <p>第13条 <u>使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(8) 同 左</p> <p>（入場者の義務）</p> <p>第14条 同 左</p> <p>(1)～(4) 同 左</p>

改正後				改正前						
(5) その他音楽ホールの職員及び <u>利用者</u> の指示に従うこと。 (職員の立入り) 第15条 音楽ホールの職員は、音楽ホールの管理上必要があるときは、 <u>利用</u> を承認した場所に立ち入ることができる。 別表第1 (第10条第2項)				(5) その他音楽ホールの職員及び <u>使用者</u> の指示に従うこと。 (職員の立入り) 第15条 音楽ホールの職員は、音楽ホールの管理上必要があるときは、 <u>使用</u> を承認した場所に立ち入ることができる。 別表第1 (第10条第2項)						
区分	附属設備名		単位	1日最大の金額 (円)	区分	附属設備名		単位	1回の使用料 (円)	
舞台設備	ピアノ	スタインウェイフルコンサートピアノ	1台	39,600	舞台設備	ピアノ	スタインウェイフルコンサートピアノ	1台	13,200	
		ヤマハフルコンサートピアノ	1台	23,100			ヤマハフルコンサートピアノ	1台	7,700	
		グランドピアノ	1台	9,900			グランドピアノ	1台	3,300	
		補助ペダル	1台	300			補助ペダル	1台	100	
		補助台	1台	300			補助台	1台	100	
		調律料	1回	実費			調律料	1回	実費	
		指揮者台					1台	1,650	指揮者台	
	譜面台	指揮者用	ホール用	1台	960	譜面台	指揮者用	ホール用	1台	320
			スタジオ用	1台	300			スタジオ用	1台	100
		演奏者用		1台	630		演奏者用		1台	210
		スタジオ用		1台	150		スタジオ用		1台	50
	譜面灯			1灯	300	譜面灯			1灯	100
	机			1台	630	机			1台	210
	椅子	演奏者用		1脚	300	椅子	演奏者用		1脚	100
		ピアノ用		1脚	630		ピアノ用		1脚	210
		コントラバス用		1脚	630		コントラバス用		1脚	210
		チェロ用		1脚	630		チェロ用		1脚	210
		客席用		1脚	60		客席用		1脚	20

改正後				改正前			
	演台（花台付）	1式	3,300		演台（花台付）	1式	1,100
	司会者台	1台	1,650		司会者台	1台	550
	仮設舞台	1式	6,600		仮設舞台	1式	2,200
	平台	1台	630		平台	1台	210
	金屏風 <small>びょう</small>	1双	4,950		金屏風	1双	1,650
	緋毛氈 <small>ひせん</small>	1枚	300		緋毛氈	1枚	100
	吊看板	1式	630		吊看板	1式	210
	高座用座布団	1枚	300		高座用座布団	1枚	100
	長布団	1枚	300		長布団	1枚	100
	上敷き	1枚	300		上敷き	1枚	100
	表彰盆	1台	300		表彰盆	1台	100
	水差し	1組	300		水差し	1組	100
	めくり台	1台	300		めくり台	1台	100
	バレエ用シート	1本	1,650		バレエ用シート	1本	550
	可搬式スクリーン（ホール用）	1式	3,300		可搬式スクリーン（ホール用）	1式	1,100
	市旗	1枚	300		市旗	1枚	100
	国旗	1枚	300		国旗	1枚	100
照明設備	調光装置	1式	6,600	照明設備	調光装置	1式	2,200
	アッパーホリゾントライト	1列	960		アッパーホリゾントライト	1列	320
	ローアホリゾントライト	1台	300		ローアホリゾントライト	1台	100
	シーリングライト	1列	480		シーリングライト	1列	160
	センターピンス コンサートホール用	1台	3,300		センターピンス コンサートホール用	1台	1,100
	ポットライト ハーモニーホール用	1台	1,650		ポットライト ハーモニーホール用	1台	550
	スポットライトA	1台	480		スポットライトA	1台	160
	スポットライトB	1台	300		スポットライトB	1台	100
	パーライト	1台	960		パーライト	1台	320

改正後				改正前			
	ミラーボール		1台			1台	320
	スモークマシン		1台			1台	2,200
	スタンド		1台			1台	100
	カラーフィルター		1枚			1枚	実費
	コンバージョンフィルター		1枚			1枚	実費
	持込器具		1キ ロワ ット			1キ ロワ ット	300
音響設備	拡声装置		1式			1式	3,300
	マイクロフォン	ダイナミックマイク	1本			1本	1,650
		コンデンサーマイクA	1本			1本	3,300
		コンデンサーマイクB	1本			1本	4,950
	ワイヤレスマイク		1本			1本	3,300
	3点吊りマイク装置		1式			1式	3,300
	再生機器		1台			1台	2,610
	録音機器		1台			1台	2,610
	ポータブルPAシステム		1式			1式	1,650
	マルチボックス		1台			1台	1,650
	ダイレクトボックス		1台			1台	1,650
	マイクスタンド		1本			1本	300
	スピーカー		1台			1台	1,650
	持込器具		1式			1式	6,600
その他	ビデオプロジェクター	コンサートホール用	1台			1台	9,900
		ハーモニーホール用	1台			1台	6,600
音響設備	拡声装置		1式			1式	1,100
	マイクロフォン	ダイナミックマイク	1本			1本	550
		コンデンサーマイクA	1本			1本	1,100
		コンデンサーマイクB	1本			1本	1,650
	ワイヤレスマイク		1本			1本	1,100
	3点吊りマイク装置		1式			1式	1,100
	再生機器		1台			1台	870
	録音機器		1台			1台	870
	ポータブルPAシステム		1式			1式	550
	マルチボックス		1台			1台	550
	ダイレクトボックス		1台			1台	550
	マイクスタンド		1本			1本	100
	スピーカー		1台			1台	550
	持込器具		1式			1式	2,200
その他	ビデオプロジェクター	コンサートホール用	1台			1台	3,300
		ハーモニーホール用	1台			1台	2,200

備考

1 使用料の額には、消費税及び地方消費税の額の合計額に相当する額を含む。

改正後	改正前												
<p>別表第2（第10条第2項）</p> <table border="1" data-bbox="168 523 1034 647"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 523 680 604">附属設備名</th> <th data-bbox="680 523 768 604">単位</th> <th data-bbox="768 523 1034 604">1時間当たりの金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="168 604 1034 647">省略</td> </tr> </tbody> </table>	附属設備名	単位	1時間当たりの金額 (円)	省略			<p>2 <u>この表において、1回の使用料とは、午前9時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの単位に区分したもののうち、1つの単位当たりの使用料をいう。ただし、スタジオB、スタジオC、スタジオD又はスタジオEを使用する場合にあっては、1回の使用料とは、4時間（4時間未満の場合は、4時間とみなす。）当たりの使用料とする。</u></p> <p>別表第2（第10条第2項）</p> <table border="1" data-bbox="1061 523 1928 647"> <thead> <tr> <th data-bbox="1061 523 1574 604">附属設備名</th> <th data-bbox="1574 523 1662 604">単位</th> <th data-bbox="1662 523 1928 604">1時間当たりの使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1061 604 1928 647">同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>使用料の額には、消費税及び地方消費税の額の合計額に相当する額を含む。</u></p>	附属設備名	単位	1時間当たりの使用料 (円)	同左		
附属設備名	単位	1時間当たりの金額 (円)											
省略													
附属設備名	単位	1時間当たりの使用料 (円)											
同左													
<p>別記第1号様式～別記第8号様式 別添のとおり</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の利用の申請に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>別記第1号様式～別記第8号様式 別添のとおり</p>												

改正後

別記第1号様式（第5条第1項）

別記

第1号様式（第5条第1項）

浦安音楽ホール利用登録申請書

（宛先）浦安音楽ホール指定管理者

浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

		年 月 日
フリガナ		利用目的
氏名（法人その他の団体 にあつては、その名称）		
住所（法人その他の団体 にあつては、その所在地）	〒	
電話番号		本登録証の暗証番号
代表者名（法人その他の 団体の場合に限る。）		

注 本登録証の暗証番号は、他人に漏らさないでください。

※登録年月日 年 月 日 ※登録番号

改正前

別記第1号様式（第5条第1項）

別記

第1号様式（第5条第1項）

浦安音楽ホール使用登録申請書

浦安音楽ホール指定管理者 様

浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

		年 月 日
フリガナ		使用目的
氏名（法人その他の団体 にあつては、その名称）		
住所（法人その他の団体 にあつては、その所在地）	〒	
電話番号		本登録証の暗証番号
代表者名（法人その他の 団体の場合に限る。）		

注 本登録証の暗証番号は、他人に漏らさないでください。

※登録年月日 年 月 日 ※登録番号

改正後

第2号様式（第5条第1項）

第2号様式（第5条第1項）

（表）



（裏）

浦安音楽ホール利用登録証

登録番号： 有効期限：

氏名又は名称：

- 1 権利の他に別に提示してください。
- 2 この登録証は、個人にのみ有効であり、譲渡することはできません。
- 3 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届出してください。
- 4 登録の有効期限は登録の日から起算して1年とし、以後1年ごとに更新の手続きが必要となります。

浦安音楽ホール

改正前

第2号様式（第5条第1項）

第2号様式（第5条第1項）

（表）



（裏）

浦安音楽ホール使用登録証

登録番号： 有効期限：

氏名又は名称：

- 1 権利の他に別に提示してください。
- 2 この登録証は、個人にのみ有効であり、譲渡することはできません。
- 3 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届出してください。
- 4 登録の有効期限は登録の日から起算して1年とし、以後1年ごとに更新の手続きが必要となります。

浦安音楽ホール

改正後

改正前

第3号様式（第6条第1項）

第3号様式（第6条第1項）

第3号様式（第6条第1項）

第3号様式（第6条第1項）

浦安音楽ホール利用承認申請書

浦安音楽ホール使用承認申請書

年 月 日

年 月 日

（宛先）浦安音楽ホール指定管理者

浦安音楽ホール指定管理者 様

申請者 登録番号

申請者 登録番号

住所

住所

氏名又は名称

氏名又は名称

法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名

法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名

浦安音楽ホールの利用の承認を受けたいので、浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

浦安音楽ホールの使用の承認を受けたいので、浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

会場責任者	住所	催物の名称													
	氏名	利用目的													
	電話番号	主な出演者													
利用する施設	<input type="checkbox"/> コンサートホール		<input type="checkbox"/> ハーモニーホール												
	<input type="checkbox"/> スタジオA		<input type="checkbox"/> スタジオB												
	<input type="checkbox"/> スタジオC		<input type="checkbox"/> スタジオD												
	<input type="checkbox"/> スタジオE														
利用する日時	年 月 日 (曜日) 午 時 分から														
	年 月 日 (曜日) 午 時 分まで														
時間割	準備は準、練習は練、本番は本、搬出は搬と略号で記入のこと。	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
利用予定者数		人 ※施設の利用料金													
入場料	徴収	有 / 無 円													

会場責任者	住所	催物の名称													
	氏名	使用目的													
	電話番号	主な出演者													
使用する施設	<input type="checkbox"/> コンサートホール		<input type="checkbox"/> ハーモニーホール												
	<input type="checkbox"/> スタジオA		<input type="checkbox"/> スタジオB												
	<input type="checkbox"/> スタジオC		<input type="checkbox"/> スタジオD												
	<input type="checkbox"/> スタジオE														
利用する日時	年 月 日 (曜日) 午 時 分から														
	年 月 日 (曜日) 午 時 分まで														
時間割	準備は準、練習は練、本番は本、搬出は搬と略号で記入のこと。	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
利用予定者数		人 ※施設使用料													
入場料	徴収	有 / 無 円													

改正後

第3号様式（第6条第1項）

入場料額	円（1人につき最高額）	※附属設備器具の利用 料金
附属設備器具		円
特別設備等の設置等 （設置の場所及び内容）		※施設の利用料金合計 円
その他必要事項		
※承認年月日	年 月 日	※予約番号

注

- ※印欄は、記入しないでください
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団の利益になるかどうかを確認するため、浦安音楽ホールの設置及び管理に関する条例第14条の規定により、千葉県浦安警察署長の意見を聴くことがあります。

改正前

第3号様式（第6条第1項）

入場料額	円（1人につき最高額）	※附属設備器具使用料
附属設備器具		円
特別設備等の設置等 （設置の場所及び内容）		※施設使用料合計 円
その他必要事項		
※承認年月日	年 月 日	※予約番号

注

- ※印欄は、記入しないでください
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団の利益になるかどうかを確認するため、浦安音楽ホールの設置及び管理に関する条例第14条の規定により、千葉県浦安警察署長の意見を聴くことがあります。

改正後

第4号様式（第6条第6項）

第4号様式（第6条第6項）

浦安音楽ホール利用計画書

年 月 日

会場責任者	住所	
	氏名	
	電話	メールアドレス
	利用目的	
	催物の名称	
	主な出演者	
利用する施設	<input type="checkbox"/> コンサートホール <input type="checkbox"/> ハーモニーホール (<input type="checkbox"/> 客席あり (全部/半分) <input type="checkbox"/> 客席なし (平土間形式)) <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> スタジオB	
利用する日時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで	
開演時間及び終演時間		
同時併用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> スタジオC <input type="checkbox"/> スタジオD <input type="checkbox"/> スタジオE	
対象者	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 関係者 (予定入場者数 名)	
入場料	<input type="checkbox"/> 有 (円 (1人につき最高額)) <input type="checkbox"/> 無	
チケット販売	有 / 無	

改正前

第4号様式（第6条第6項）

第4号様式（第6条第6項）

浦安音楽ホール使用計画書

年 月 日

会場責任者	住所	
	氏名	
	電話	メールアドレス
	使用目的	
	催物の名称	
	主な出演者	
使用施設	<input type="checkbox"/> コンサートホール <input type="checkbox"/> ハーモニーホール (<input type="checkbox"/> 客席あり (全部/半分) <input type="checkbox"/> 客席なし (平土間形式)) <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> スタジオB	
使用する日時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで	
開演時間及び終演時間		
同時併用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> スタジオC <input type="checkbox"/> スタジオD <input type="checkbox"/> スタジオE	
対象者	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 関係者 (予定入場者数 名)	
入場料	<input type="checkbox"/> 有 (円 (1人につき最高額)) <input type="checkbox"/> 無	
チケット販売	有 / 無	

改正後

第4号様式（第6条第6項）

ピアノの <u>利用</u>	□有（台：調律 □あり □なし） □無		
その他の <u>楽器利用</u>			
附属設備器具の <u>利用</u>			
持込器具等			
舞台上の造作等			
※備考			
※承認年月日	年	月	日
	※予約番号		

注 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

第4号様式（第6条第6項）

ピアノの <u>使用</u>	□有（台：調律 □あり □なし） □無		
その他の <u>楽器使用</u>			
附属設備器具の <u>使用</u>			
持込器具等			
舞台上の造作等			
※備考			
※承認年月日	年	月	日
	※予約番号		

注 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

第5号様式（第8条第1項）

第5号様式（第8条第1項）

浦安音楽ホール利用承認書

年 月 日

浦安音楽ホール指定管理者

印

予約登録日： 年 月 日 予約番号：

登録番号	
氏名又は名称	

利用する日時	年 月 日 () : ~ :
利用する施設	
利用目的	
利用予定者数	人
催物の名称	

利用料金	円
支払期限	コンサートホール、ハーモニーホール及びスタジオA… 利用承認通知日から起算して14日以内 スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオE…利用 承認通知日から起算して7日以内

注

- 1 次のいずれかに該当する場合は、この承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することがあります。
- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたことが明らかになったとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

改正前

第5号様式（第8条第1項）

第5号様式（第8条第1項）

浦安音楽ホール使用承認書

年 月 日

浦安音楽ホール指定管理者

印

予約登録日： 年 月 日 予約番号：

登録番号	
氏名又は名称	

使用する日時	年 月 日 () : ~ :
使用する施設	
使用目的	
利用予定者数	人
催物の名称	

使用料	円
支払期限	コンサートホール、ハーモニーホール及びスタジオA… 使用承認通知日から起算して14日以内 スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオE…使用 承認通知日から起算して7日以内

注

- 1 次のいずれかに該当する場合は、この承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがあります。
- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたことが明らかになったとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

改正後	改正前
<p>第5号様式（第8条第1項）</p> <p>(4) 浦安音楽ホールの施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 浦安音楽ホールの管理運営上支障があるとき。</p> <p>(6) 条例第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。</p> <p>(7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認められるとき。</p> <p>(8) その他市長が適当でないとき。</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるかどうかを確認するため、浦安音楽ホールの設置及び管理に関する条例第14条の規定により、千葉県浦安警察署長の意見を聴くことがあります。</p> <p>3 次に定める場合は、<u>利用料金</u>の還付を申請することができます。</p> <p>(1) <u>利用者の責めに帰すことのできない理由により浦安音楽ホールの利用</u>ができなかった場合 全額</p> <p>(2) コンサートホール、ハーモニーホール、スタジオA及びスタジオBの<u>利用者が、利用日の90日前までに利用の取消しを申し出た場合</u> 既納の<u>利用料金</u>の5割に相当する額</p> <p>(3) スタジオC、スタジオD及びスタジオEの<u>利用者が、利用日の14日前までに利用の取消しを申し出た場合</u> 既納の<u>利用料金</u>の5割に相当する額</p>	<p>第5号様式（第8条第1項）</p> <p>(4) 浦安音楽ホールの施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 浦安音楽ホールの管理運営上支障があるとき。</p> <p>(6) 条例第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。</p> <p>(7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認められるとき。</p> <p>(8) その他市長が適当でないとき。</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるかどうかを確認するため、浦安音楽ホールの設置及び管理に関する条例第14条の規定により、千葉県浦安警察署長の意見を聴くことがあります。</p> <p>3 次に定める場合は、<u>使用料</u>の還付を申請することができます。</p> <p>(1) <u>使用者の責めに帰すことのできない理由により浦安音楽ホールの使用</u>ができなかった場合 全額</p> <p>(2) コンサートホール、ハーモニーホール、スタジオA及びスタジオBの<u>使用者が、使用日の90日前までに使用の取消しを申し出た場合</u> 既納の<u>使用料</u>の5割に相当する額</p> <p>(3) スタジオC、スタジオD及びスタジオEの<u>使用者が、使用日の14日前までに使用の取消しを申し出た場合</u> 既納の<u>使用料</u>の5割に相当する額</p>

改正後

第6号様式（第9条第1項）

第6号様式（第9条第1項）

浦安音楽ホール利用取消申出書

年 月 日

〔宛先〕浦安音楽ホール指定管理者

申出者 登録番号

住所

氏名又は名称

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

浦安音楽ホールの利用について、その利用を取消したいので、次のとおり
申し出ます。

取消しする施設			
取消しする日時	年	月	日(曜日) 時から 時まで
催物の名称			
取消しを申し 出る理由			
備考			
※予約番号		※承認年月日	年 月 日
※取消年月日	年 月 日		

注

- 1 浦安音楽ホール利用承認書を添付してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

第6号様式（第9条第1項）

第6号様式（第9条第1項）

浦安音楽ホール使用取消申出書

年 月 日

浦安音楽ホール指定管理者様

申出者 登録番号

住所

氏名又は名称

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

浦安音楽ホールの使用について、その使用を取消したいので、次のとおり
申し出ます。

取消しする施設			
取消しする日時	年	月	日(曜日) 時から 時まで
催物の名称			
取消しを申し 出る理由			
備考			
※予約番号		※承認年月日	年 月 日
※取消年月日	年 月 日		

注

- 1 浦安音楽ホール使用承認書を添付してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

第7号様式（第11条）

第7号様式（第11条）

浦安音楽ホール利用料金減額免除申請書

年 月 日

（宛先）浦安音楽ホール指定管理者

申請者 登録番号
住所
氏名又は名称
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

浦安音楽ホールの利用料金の減額・免除を受けたいので、浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり申請します。

利用する日時	年 月 日（曜日）		時から	時まで
利用する施設				
催物の名称				
催物の内容				
申請理由				
利用施設	※規定の利用 料金（円）	※減額免除割 合（％）	※減額免除後 金額（円）	※納付すべき 額（円）
計				
備考				
※予約番号		※承認年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

第7号様式（第11条）

第7号様式（第11条）

浦安音楽ホール使用料金減額免除申請書

年 月 日

浦安市長 _____ 様

申請者 登録番号
住所
氏名又は名称
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名〕

浦安音楽ホールの使用料金の減額・免除を受けたいので、浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり申請します。

使用する日時	年 月 日（曜日）		時から	時まで
使用する施設				
催物の名称				
催物の内容				
申請理由				
使用施設	※規定使用料 （円）	※減額免除割 合（％）	※減額免除後 金額（円）	※納付すべき 額（円）
計				
備考				
※予約番号		※承認年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

第8号様式（第12条第1項）

第8号様式（第12条第1項）

浦安音楽ホール利用料金還付申請書

年 月 日

（宛先）浦安音楽ホール指定管理者

申請者 登録番号
 住所
 氏名又は名称
 〔法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者名〕

浦安音楽ホールの利用料金の還付を受けたいので、浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第13条ただし書の規定により、次のとおり申請します。

催物の名称			
催物の内容			
利用する日時	年 月 日（ 曜日）時から 時まで		
利用する施設			
還付を申請する理由			
※既納額	円	※還付額	円
※予約番号		備 考	
※承認年月日	年 月 日		
※取消し年月日	年 月 日		
※還付年月日	年 月 日		

- 注
- 1 浦安音楽ホール利用承認書及び利用料金を納付したことを証する書面を添付してください。
 - 2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

第8号様式（第12条第1項）

第8号様式（第12条第1項）

浦安音楽ホール使用料還付申請書

年 月 日

浦安市長 _____ 様

申請者 登録番号
 住所
 氏名又は名称
 〔法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者名〕

浦安音楽ホール使用料の還付を受けたいので、浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第13条ただし書の規定により、次のとおり申請します。

催物の名称			
催物の内容			
使用する日時	年 月 日（ 曜日）時から 時まで		
使用する施設			
還付を申請する理由			
※既納額	円	※還付額	円
※予約番号		備 考	
※承認年月日	年 月 日		
※取消し年月日	年 月 日		
※還付年月日	年 月 日		

- 注
- 1 浦安音楽ホール使用承認書及び使用料を納付したことを証する書面を添付してください。
 - 2 ※印欄は、記入しないでください。